

西条市子ども・子育て会議傍聴要領

(趣旨)

第1条 この要領は、西条市子ども・子育て会議（以下「会議」という。）の傍聴について必要な事項を定めるものとする。

(会議の公開等)

第2条 会議の公開は、会議が会議の傍聴を希望する者（以下「傍聴希望者」という。）に、当該会議の傍聴を承認することにより行うものとする。

2 傍聴者（前項の規定による承認を受けた傍聴希望者をいう。以下同じ。）の定員は定めないが、会場における適正人数を超えると会議が認める場合、会議は傍聴者の数を制限することができる。

(傍聴手続き)

第3条 傍聴者は、受付で住所、氏名を記入し、事務局の職員の指示に従い入室するものとする。

(傍聴者の遵守事項)

第4条 傍聴者は、会議を傍聴するに当たって、次に掲げる事項を順守しなければならない。

- (1) 会議中は、静粛に傍聴するものとし、会議における発言に対して批評を加え、又は拍手その他の方法により、公然と賛否を表明しないこと。
- (2) 談話し、又は騒ぎ立てる等会議の妨害となるような行為をしないこと。
- (3) 会場において、飲食又は喫煙をしないこと。
- (4) 会場において、撮影、録画、録音等を行わないこと。ただし、会議の許可を得たときは、この限りでない。
- (5) 会議中において、非公開に係る事項を審議等しようとするとき、又は想定に反し非公開とすべき事項を審議等する必要が生じた場合において、当該非公開の決定がなされたときは、傍聴者は直ちに会場から退場しなければならない。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、会議の秩序を乱し、又は会議の審議等を阻害すると会議が認める行為をしないこと。

(傍聴者の退場)

第5条 会議は、傍聴者が会議を傍聴するに当たり、前条の規定による遵守事項を守らないときは、これを注意し、当該傍聴者がなおこれに従わないときは、当該傍聴者を会場から退場させることができる。

(事務局の指示)

第6条 傍聴者は、事務局の職員の指示に従わなければならない。

(その他)

第7条 この要領に定めるもののほか、会議の傍聴に関し必要な事項は、会議が定める。

附 則

この要領は、平成25年11月8日から施行する。